

電気さくを設置している方へ

～ 安全確保に向けた調査等への協力をお願い ～

- 今般、静岡県西伊豆町で鳥獣被害防止のために施設された電気さくに起因する事故が発生しました。
- このため、電気さくによる感電防止のための適切な措置の実施を通じ感電事故の再発を防止する観点から、既設の電気さくについて、電気さく用電源装置や漏電遮断機の設置など安全対策が必要に応じて行われているかなどの再点検の実施により、安全性の確保に取り組んでいくこととしました。
- 適切な措置が講じられていない場合、重大な事故の発生原因となる可能性がありますので、是非とも調査への御協力をお願いいたします。

《調査内容》

1 電気さく施設箇所への危険表示の確認

電気さくを施設する場合、周囲の人が容易に視認できる位置や間隔、見やすい文字で危険表示が行われているか。

2 電気さく用電源装置の確認

電気さくの電気を30V以上の電源（コンセント用の100V等）から供給する場合、電気用品安全法の適用を受ける電源装置を使用しているか。

3 漏電遮断機の設置確認

電気さくを公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に施設する場合で、30V以上の電源から電気を供給するときは、危険防止のために、15mA以上の漏電が起こったときに、0.1秒以内に電気を遮断する漏電遮断機を設置しているか。

4 開閉器（スイッチ）の設置確認

容易に開閉できる箇所に専用の開閉器（スイッチ）を設置しているか。

【問い合わせ先】

栃木県農政部農村振興課中山間地域担当
Tel 028-623-2334 FAX028-623-2337
(または、お住まいの市町、各農業振興事務所)